環境省
Ministry of the Environment

資料１

特定調達品目及び判断の基準等の見直し（案）について

令和8年10月21日

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 見直し等対象品目について
3. 提案募集に係る対応について
4. 公共工事に係る検討状況について
5. その他の検討事項・品目等

1. 本年度の見直しのポイントについて

① **2段階基準活用懇談会について**

② 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る配慮のあり方に関する検討について

③ 新規追加品目について

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

⑤ 環境ラベル（エコマーク）の活用について

2段階の判断の基準の活用について

環境省
Ministry of the Environment

2段階の判断の基準の活用に係る検討

- **先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献**
 - ✓ 2段階基準（基準値1）を活用した品目・判断の基準の設定
 - ➢ 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
 - ➢ 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等によるインセンティブの付与を通じ、普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献
- **基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達**
 - ✓ 各機関の調達方針において基準値1及び基準値2それぞれについて定量的な調達目標を設定するとともに、基準値1による調達目標を高く設定するよう促す
 - ➢ 2段階の判断の基準による調達目標の設定状況、調達実績を確認し、当該品目に係る基準等の見直しに適切に反映
 - ✓ 2段階の判断の基準の調達者・供給者双方への理解の促進
 - ➢ 2段階の判断の基準の考え方を変更した初年度である令和7年度調達実績の詳細なフォローアップ及び分析、分析結果を踏まえた調達実績の公表方法の検討
 - ➢ 公共工事分野においても、2段階の判断基準の適用を検討
- **中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討**
 - ✓ 2050年カーボンニュートラル、循環経済等の各種目標の達成に向けて、関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映
 - ➢ 環境配慮技術や物品等の公共調達による後押し、基準値1を積極活用した調達の検討
 - ➢ 基準値１への位置づけが困難であると判断された事項についての配慮事項への位置づけを行うことを踏まえ、配慮事項の記載を検討

2段階基準活用懇談会委員名簿

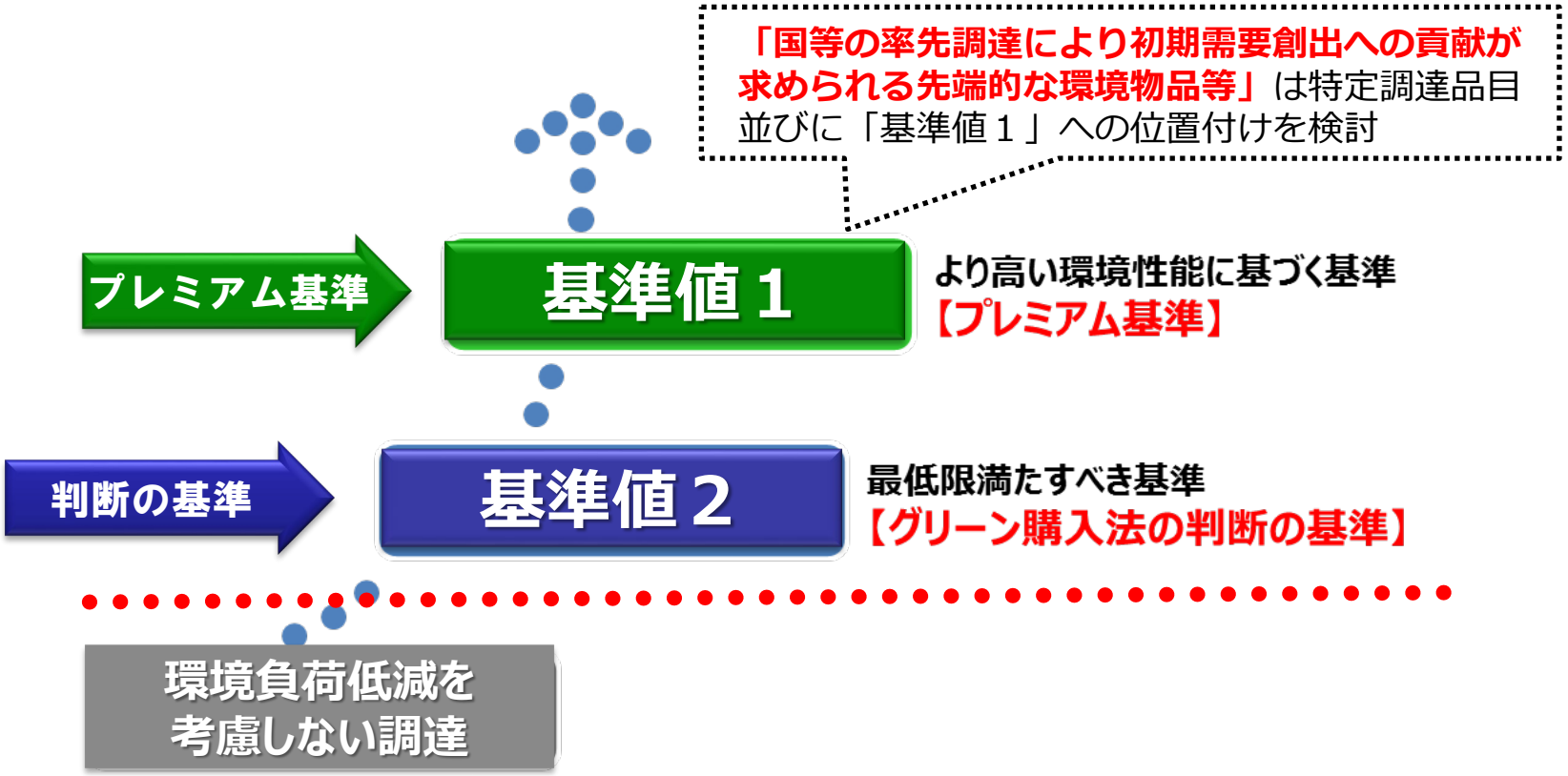
環境省
Ministry of the Environment

【五十音順・敬称略】

	奥　真美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
	醍醐　市朗	東京大学先端科学技術研究センター教授
	中谷　隼	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授
（座長）	平尾　雅彦	東京大学名誉教授
	福重　真一	早稲田大学創造理工学部経営システム工学科教授
	森　朋子	立教大学環境学部准教授

2段階の判断の基準の考え方【令和7年度以降】

環境省
Ministry of the Environment



○基準値１の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を基本方針へ位置付け

- 見直しに当たっては「基準値１」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値２」の水準の引き上げ**（全体のレベルアップ）**
- 各機関は「基準値１」及び「基準値２」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値１」を調達**（基準値１の調達推進）**
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値１」及び「基準値２」による調達の取組状況を比較して公表**（フォローアップ）**

現行の2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和8年2月】

環境省 Ministry of the Environment

分　野	品　目	品目数	閣議決定年月
文具類	クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー	3	令和8年2月
画像機器等（コピー機等3品目）	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月（経過措置により6年度から）
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 **令和4年2月強化**
	テレビジョン受信機	1	令和8年2月設定
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	平成31年2月設定 **令和5年2月強化**
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	2	令和7年1月設定
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一）	5	令和3年2月設定 **令和4年2月強化**
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	4	令和8年2月設定
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん	4	令和8年2月設定
	タイルカーペット	1	令和5年2月設定 **令和8年2月要件追加**
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート	2	令和8年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定 **令和4年2月強化**
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	1	令和7年1月設定
役務	印刷	1	令和7年1月設定
	食堂	1	令和7年1月設定 **令和8年2月要件追加**
分野横断（共通）	**原材料に鉄鋼が使用された物品**	–	令和7年1月設定

2段階の判断の基準の新規設定又は強化品目

環境省
Ministry of the Environment

❍ 以下の分野・品目について**新たに2段階の判断の基準を設定**

- **電子計算機等**　**電子計算機（クライアント型及びサーバ型）、磁気ディスク装置、ディスプレイ**（省エネルギー性能[注1]）
- **ごみ袋等**　**プラスチック製ごみ袋**（容器包装リサイクル法又はプラスチック資源循環法由来の再生プラスチックの配合[注2]）

❍ 以下の分野・品目について**2段階の判断の基準を強化**

- **家電製品**　**電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫**（省エネルギー性能[注3]。ただし経過措置を設定）

注１：国際エネルギースタープログラム又は省エネ法トップランナー基準の超過達成レベル
注２：容器包装リサイクル法又はプラスチック資源循環法に基づき市町村が分別回収した同法由来の再生プラスチックの配合
注３：省エネ法トップランナー基準（年間消費電力量）の達成レベル

2段階の判断の基準の新規設定品目の概要等

環境省
Ministry of the Environment

分　野	品　目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
電子計算機等	電子計算機	❍ クライアント型は省エネ法トップランナー基準の130%達成レベル又は国際エネルギースタープログラムVersion9.0の80%レベル ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） ❍ サーバ型のうちCPUがx86は省エネ法トップランナー基準の200%達成レベル ❍ サーバ型のうちCPUがPOWERは省エネ法トップランナー基準の120%達成レベル ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
	磁気ディスク装置	❍ ディスクドライブ搭載可能数・ディスク枚数等に応じ省エネ法トップランナー基準の超過達成レベル又は達成 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
	ディスプレイ	❍ コンピュータモニタは年間消費電力量が国際エネルギースタープログラムVersion8.0の80%以下 ❍ サイネージディスプレイはオンモード消費電力が国際エネルギースタープログラムVersion8.0の80%以下 ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	❍ 現行の判断の基準（基準値2）に加え容器包装リサイクル法又はプラスチック資源循環法由来の再生プラスチックを10%以上配合 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（同法に基づき再商品化されたプラスチック資源循環）

2段階の判断の基準の強化品目の概要等

環境省
Ministry of the Environment

分　野	品　目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫	❍ エネルギー消費効率（年間消費電力量）が省エネ法トップランナー基準の110%達成レベル ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
	電気冷凍庫	❍ 冷気自然対流方式（直冷式）のものはエネルギー消費効率（年間消費電力量）が省エネ法トップランナー基準の110%達成レベル ❍ 冷気強制循環方式（間冷式）のものはエネルギー消費効率（年間消費電力量）が省エネ法トップランナー基準の150%達成レベル ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）

共通の判断の基準及び配慮事項の見直しについて①

環境省 Ministry of the Environment

- 「**原材料に鉄鋼が使用された物品**」について、**新たに分野横断の配慮事項として**クリアランス金属の使用を追加
- 一般社団法人日本LCA学会GHG削減実績量評価研究会から**製品のGHG排出削減実績量の考え方**※が示されたことから、ガイドラインに示された考え方に則した取扱いに変更（**判断の基準及び定義**）

 ※ **「温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（第１版）」**（2026年3月）

 - 一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）はオフィス家具分野における脱炭素化とGXを推進するための共通ルールとして「**オフィス家具におけるGXスチール利用ガイドライン**」を2026年10月に策定

分野横断の対象	判断の基準等
原材料に鉄鋼が使用された物品 【p.2】 資料２－２ のページ（以下同じ）	【判断の基準】 基準値１は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ① 削減実績量~~が付~~の効果が反映されていること。 ② 原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 【配慮事項】 ① 温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。 ② クリアランス金属（非鉄金属を除く。）が使用されていること。

共通の判断の基準及び配慮事項の見直しについて②

環境省
Ministry of the Environment

備考）１　「削減実績量~~が付~~の効果が反映されていること」とは、一般社団法人日本LCA学会GHG削減実績量評価手法研究会が公表した「温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（第１版）」に示された製品のGHG排出削減実績量の考え方に則し、一般社団法人日本鉄鋼連盟が作成~~の~~した「GXスチールガイドライン」~~の手続に従って~~に基づき算定及び管理された削減実績量~~が付~~の効果が反映されていることをいう。

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）、経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　製造事業者において当該基準値１を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。

５　配慮事項①の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ１」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。

６　共通の判断の基準について、調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウエブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

７　「クリアランス金属」とは、原子力発電施設等において用いた金属であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第62条の２の規定に基づく原子力規制員会の確認を受け、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うものとされたもの（外国において当該国の法令の規定により、同種類の確認を受けた金属を含む。）をいう。

８　クリアランス金属の取り扱いに当たっては、資源エネルギー庁作成の「加工事業者等や再利用先によるクリアランス金属の取り扱いに関する留意事項 改訂版」を遵守すること。

【参考】クリアランス制度の概要

環境省
Ministry of the Environment

クリアランス制度とは

- 原子力発電施設の廃炉等に伴って生じる廃棄物のうち、放射能濃度が極めて低く人体への影響が無視できるレベルのものの中で、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会による認可・確認を受けたものは、「核燃料物質によって汚染された物でないもの」として取り扱い、再利用も可能とすることができる制度（平成17年原子炉等規制法改正により導入）。

原子力事業者等による対応状況

- 原子力事業者等は、「クリアランス制度が社会に定着するまでの間」、自主的に再利用先等を限定しており、クリアランス製品が市場に流通しないように対応しているところ。
- 他方で、廃止措置の円滑化や資源の有効活用の観点から、再利用先の更なる拡大及び将来的なフリーリリース※は重要。　※一般の金属スクラップ等と同様に特段の制限なく再利用又は処分すること。
- 原子力事業者等は再利用や展示の状況をホームページ等で公表し、制度の理解促進に努めながら再利用範囲の拡大を目指している状況。

（再利用例）


ベンチ


テーブル


サイクルスタンド


防犯灯

環境負荷低減効果

- クリアランス金属は法令上再利用可能であるものの、十分に利用されていない資源。
- このような未利用資源の活用を促進することで、資源制約への対応及び廃棄物の発生抑制を図ることが可能。

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて

① 2段階基準活用懇談会について

② **認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る配慮のあり方に関する検討について**

③ 新規追加品目について

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

⑤ 環境ラベル（エコマーク）の活用について

認定資源有効利用・脱炭素化促進製品への配慮

環境省
Ministry of the Environment

認定資源有効利用･脱炭素化促進製品の調達の推進

- 資源有効利用促進法は、平成13年の法施行以降3Rを柱として運用されてきた一方で、循環利用率は2割程度に止まり、資源循環のさらなる高度化が課題
- 近年は、世界的な資源制約や地政学リスクの高まりにより、再生資源を含む資源の安定確保の重要性が増加。資源自給率の低い我が国においては、国内における資源循環の強化が、環境政策のみならず、産業競争力や経済安全保障の観点からも不可欠
- EUを中心にサーキュラーエコノミー（CE）を軸とした製品設計・再生材利用等に関する規制が強化されており、製品の設計段階から資源循環性や脱炭素性を確保する制度への転換が国際的な潮流となっているところ
- こうした状況を踏まえ、令和7年に成立した改正資源有効利用促進法は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進」と一体となり、再生資源利用の拡大や環境配慮設計の促進を図るための抜本的な制度見直しを行ったもの。特に、資源有効利用・脱炭素化促進設計に基づく認定制度の創設は、製品の設計段階から資源循環と脱炭素の両立を図ることを目的としており、同法第32条においては、同法第30条に基づき主務大臣の認定を受けた資源有効利用・脱炭素化促進設計に係る製品について「グリーン購入法に基づく調達の推進が図られるよう十分配慮する」ことが規定されたところ

令和8年度においては、**資源有効利用促進法に基づく認定製品**について、**グリーン購入法の枠組みの中でどのように位置づけ、調達の推進にどのような配慮を行うべきか（配慮のあり方）**について、**具体的かつ体系的に検討**することが必要

➔ 資源有効利用促進法に基づく認定製品の調達に関する懇談会を設置･検討

認定資源有効利用・脱炭素化促進製品への対応

環境省 Ministry of the Environment

資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の設計認定プロセス

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

令和8年3月25日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定
設計認定基準WG開催

設計認定を受けるにあたって適合すべき事項の検討	業界団体、経産省、環境省、事業所管省庁
設計認定WGでの設計認定基準策定	経産省、環境省、事業所管省庁

資源有効利用・脱炭素化促進製品の設計認定

資源有効利用・脱炭素化促進製品の申請	製品製造事業者等
審査・設計認定（資源有効利用・脱炭素促進製品の認定番号付与等）	経産省、環境省、事業所管省庁

資源有効利用促進法第32条第1項

資源有効利用・脱炭素化促進設計に係る製品についてグリーン購入法に基づく調達の推進が図られるよう十分配慮する

グリーン購入法基本方針の改定

特定調達品目検討会

認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達に関する懇談会（仮）

- 専門委員会においてグリーン購入法における配慮のあり方について検討
- 設計認定基準を踏まえ、対象品目及び判断の基準等について検討。

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて

① 2段階基準活用懇談会について

② 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る配慮のあり方に関する検討について

③ 新規追加品目について

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

⑤ 環境ラベル（エコマーク）の活用について

新規追加品目について（携帯型充電器①）

環境省
Ministry of the Environment

携帯型充電器の新規追加について

- 携帯型充電器（モバイルバッテリー）の普及拡大に伴い、使用済製品の増加が今後とも見込まれている
- また、使用済携帯型充電器の**不適切な排出に起因するごみ収集車や廃棄物処理施設等における火災事故が発生**しており、適切な回収及び再資源化の重要性が高まっている
- このため、電源装置（携帯型充電器（モバイルバッテリー））は令和8年4月から**資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品に追加**され、事業者による**使用済製品の回収及び再資源化**が求められている
- さらに、携帯型充電器にはコバルト、ニッケル、マンガン、リチウム等の有用資源が含まれており、回収及び再資源化による資源循環の促進も期待される
- こうした状況を踏まえ、回収及び再資源化に配慮した製品の利用を促進することは、使用済製品の適正な資源循環の確保、有用資源の有効利用及び環境負荷の低減に資するものである

グリーン購入法において**携帯型充電器（モバイルバッテリー）を特定調達品目に追加**することにより、**資源有効利用促進法に基づく回収・再資源化の取組を公共調達の側面から後押し**し、**使用済製品の適正な資源循環の促進、廃棄段階における安全性の向上及び環境負荷の低減に寄与**するもの

新規追加品目について（携帯型充電器②）

環境省
Ministry of the Environment

品　目	判断の基準等
携帯型充電器 **【p.39】**	**【判断の基準】** ❍ 次の①から⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。 ① 使用済製品の回収及び再資源化が実施され、それらの情報が提供されていること。 ② 製品本体にリサイクルマークが表示されていること。また、リサイクルマークに隣接した位置に主要金属及び当該金属のリサイクルを阻害する金属類の含有を示す情報が表示されていること。 ③ 充電サイクル回数が500回以上であること。 ④ 過充電防止機能、過放電防止機能、過電流防止機能、短絡保護機能及び温度検知機能を備えていること。 ⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 **【配慮事項】** ① 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ② 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

新規追加品目について（携帯型充電器③）

環境省
Ministry of the Environment

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「携帯型充電器」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定再資源化製品である電源装置（リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。）に該当するものであって、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に適合するリチウム蓄電池を使用する携帯型の電源装置をいう。

２　判断の基準①の「使用済製品の回収」とは、次のア及びイの要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

３　判断の基準①の「情報が提供されていること」とは、製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていることをいう。

４　判断の基準①の「再資源化」とは、使用済製品等のうち、有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用できる状態にすることをいう。

５　「リサイクルマーク」とは、資源有効利用促進法に定める指定表示製品に表示する文字及び記号をいう。

６　「主要金属」とは、正極活物質中に最も多く含まれる金属をいい、コバルト、マンガン、ニッケル又は鉄をいう。

７　「リサイクルを阻害する金属類」とは、正極活物質中に1.0wt%を超えて含有するスズ又は0.5wt%を超えて含有するリンをいう。

８　「充電サイクル回数」とは、JIS C 8711に規定するサイクル寿命試験において、測定した放電容量が定格容量の60%未満となるまでの充放電回数をいう。

９　「過充電防止機能」「過放電防止機能」「過電流防止機能」「短絡保護機能」及び「温度検知機能」とは、それぞれ次に掲げる機能をいう。

【以　下　略】

新規追加品目について（ジェット燃料）

環境省
Ministry of the Environment

- ❍ 航空分野は温室効果ガス排出量の削減が求められており、ジェット燃料の環境負荷低減が重要な課題。持続可能性要件に適合するSAFを化石由来燃料の代替として使用することにより、航空分野の脱炭素化及び温室効果ガス排出量の削減による環境負荷低減効果が期待
- ❍ 持続可能性要件に適合するSAFは、廃棄物や農業残渣等を原料として利用することで、資源循環の推進にも寄与

品　目	判断の基準等
ジェット燃料 【p.77】	**【判断の基準】** ❍ 持続可能性要件が満たされていることを証明できるSAFが混合されていること。 **【配慮事項】** ❍ 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

備考）1 本項の判断の基準の対象とする「ジェット燃料」は、災害対応等で当初の調達量から追加的に緊急調達する燃料においては対象外とする。

2 「持続可能性要件が満たされていることを証明できるSAF」とは、国際民間航空機関（ICAO）が承認した持続可能性認証スキームに基づき、当該スキームが定める持続可能性要件を満たしていることについて、第三者機関による認証を受けたジェット燃料をいう。

3 SAFと化石由来燃料の混合燃料の管理においては、SAFの投入量に応じて、SAF含有量を混合燃料の一部に割り当てるマスバランス方式を活用してもよい。SAFと化石由来燃料を混合する際にマスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

【以　下　略】

【参考】ＳＡＦについて

環境省
Ministry of the Environment

◆「ジェット燃料」の判断の基準においては、**国際民間航空機関（ICAO）が定める持続可能性要件を満たしていることについて、ICAOが承認した持続可能性認証スキームにおける第三者機関による認証を受けることが必要。**

ICAOにおけるSAFの原料区分

- 主産物・併産物（primary product, co-product）
- 副産物（by-product）
- 残渣（residue）
- 廃棄物（waste）

出所）国土交通省

主産物・併産物：サトウキビ　等
・SAF用途のために製造・栽培されるもの。

副産物：規格外ココナッツ（発芽、腐敗などにより食用に適さないもの）、獣脂　等
・SAF需要の増減によって、副産物の供給量が増減しないこと。
・経済的価値があっても、事業の主目的ではないもの。

残渣：サトウキビの搾りかす、枝、葉　等
・SAF需要の増減によって、残渣の供給量が増減しないこと。
・経済的価値がほとんどないこと。

廃棄物：廃食用油、バイオ由来のみの産業廃棄物　等
・SAF需要の増減によって、廃棄物の供給量が増減しないこと。
・経済的価値が全くないこと。（ゼロあるいはマイナスであること）
・廃棄する意図がある、または廃棄することが義務付けられているもの。

ICAOにおける持続可能性基準の例

項目	原則・基準
1.温室効果ガス	ライフサイクルベースでの炭素排出量を削減（１０%以上）
2．炭素ストック	高い炭素ストックをもつ土地（原生林、泥炭地等）から得られるバイオマス由来でないこと（2008年以降は土地利用変化を考慮）
3．GHG排出削減の永続性	適用されるGHG削減効果（CCS）は永続的であること
4．水	水質及び水の利用可能性（地下水等）の維持、枯渇防止、又は向上
5．土壌	土壌の健全性（物理的、科学的、生物学的）の維持又は向上
6．大気	大気汚染物質の排出の抑制
7．生物多様性保全	生物多様性、保全価値及び生態系サービス（外来種の侵略防止）の維持
8．廃棄物及び化学物質	廃棄物及び化学物質使用の管理責任の推進（保管、処理、廃棄）
9．地震及び振動の影響	該当なし(LCAFのみが対象)
１０．人権及び労働者の権利	人権と労働者の権利の尊重
１１.土地利用の権利及び土地利用	土地の権利及び土地利用の権利（先住権）の尊重
１２．水利用の権利	地域の慣習的な水利用の権利の尊重
１３．地域及び社会の発展	貧困地域の社会的・経済的発展に寄与
１４．食料安全保障	食料不安のある地域における食料安全保障の促進

ICAO文書より国土交通省航空局作成

1. 本年度の見直しのポイントについて

① 2段階基準活用懇談会について

② 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る配慮のあり方に関する検討について

③ 新規追加品目について

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

⑤ 環境ラベル（エコマーク）の活用について

令和8年度のCFP算定・開示等の設定品目

環境省
Ministry of the Environment

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について引き続き対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン」を踏まえた対応を促進
- 令和8年度においては下表の**14品目**について**カーボンフットプリントの算定・開示等**を新たに**配慮事項**として設定

分　野	品　目	分　野	品　目
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	設備	生ゴミ処理機、節水器具、給水栓
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計、携帯型充電器	燃料等	ジェット燃料
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫		

【参考】CFP等の判断の基準等への設定状況

環境省 Ministry of the Environment

分野又は品目	CFP	C-オフセット	閣議決定[注2]	備　考
トイレットペーパー、ティッシュペーパー	配慮事項	―	令和8年2月	
文具類（全87品目）	配慮事項	―	令和5年2月	
オフィス家具等（全12品目）	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	**基準値１**	配慮事項	令和5年2月	
プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	配慮事項	―	令和7年1月	
トナーカートリッジ、インクカートリッジ	配慮事項	―	令和8年2月	本体機器のCFPでも可
プロジェクタ	配慮事項	―	令和5年12月	
シュレッダー	配慮事項	―	令和5年12月	
一次電池又は小形充電形電池	配慮事項	―	令和7年1月	
携帯電話、PHS、スマートフォン	配慮事項	―	令和7年1月	
テレビジョン受信機、電気便座	配慮事項	―	令和5年2月	
電子レンジ	配慮事項	―	令和7年1月	
ストーブ	配慮事項	―	令和7年1月	
温水器等（全4品目）	配慮事項	―	令和5年12月	
LED照明器具、電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月	
乗用車用タイヤ	配慮事項	―	令和8年2月	
消火器	配慮事項	―	令和5年2月	
金属製ブラインド	配慮事項	―	令和7年1月	
制服、作業服、帽子、靴	**基準値１**	―	令和8年2月	基準値1はAND要件
カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス	配慮事項	―	令和8年2月	
タイルカーペット	**基準値１**	配慮事項	令和5年2月	基準値1はOR要件
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
作業手袋	配慮事項	―	令和8年2月	
集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	配慮事項	―	令和8年2月	
ブルーシート	**基準値１**	―	令和8年2月	基準値1はOR要件
太陽熱利用システム	配慮事項	―	令和8年2月	
印刷	**基準値１**	**基準値１**	令和7年1月	基準値1はOR要件
飲料自動販売機設置	配慮事項	―	令和8年2月	自動販売機本体に適用
プラスチック製ごみ袋	配慮事項	―	令和7年1月	

注１：共通の判断の基準の「原材料に鉄鋼が使用された物品」は当該物品に使用している鉄鋼のCFPの算定・開示が必要
注２：「閣議決定」の年月はCFP又はカーボン・オフセットを新たに判断の基準等に設定した時期

1. 本年度の見直しのポイントについて

① 2段階基準活用懇談会について

② 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る配慮のあり方に関する検討について

③ 新規追加品目について

④ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

⑤ 環境ラベル（エコマーク）の活用について

環境ラベル（エコマーク）の活用【1/2】

環境省
Ministry of the Environment

❍ 令和８年度において判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は、以下の**4分野9品目**

分　野	品　目
電子計算機等	電子計算機、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計、携帯型充電器
設備	節水器具、給水栓
役務	機密文書処理

環境ラベル（エコマーク）の活用【2/2】

環境省
Ministry of the Environment

❍ これまで環境ラベル（エコマーク）の活用を行った分野又は品目は下表のとおりであり、令和9年度からは新たに**9品目**を加えた**147品目**

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服
令和8年2月	23	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ、太陽熱利用システム
令和8年度追加予定	9	電子計算機、ディスプレイ、記録用メディア、デジタル印刷機、掛時計、携帯型充電器、節水器具、給水栓、機密文書処理

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. **見直し等対象品目について**
3. 提案募集に係る対応について
4. 公共工事に係る検討状況について
5. その他の検討事項・品目等

令和8年度における新規追加・見直し品目一覧

環境省 Ministry of the Environment

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和8年度は**新規追加が2品目、見直しが31品目。合計は**下表のとおり**11分野33品目**

分　　野	品　　目
分野横断（共通）	原材料に鉄鋼が使用された物品
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計、携帯型充電器※
家電製品	電気冷凍庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫
自動車等	乗用車☆
制服・作業服等	制服☆、作業服☆、帽子☆、靴☆
設備	太陽光発電システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓
災害備蓄用品	携帯発電機
役務	自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋
燃料等	ジェット燃料※

注１：※印は新規追加品目
注２：☆印は経過措置設定品目。乗用車は令和9年3月末まで、制服・作業服等の4品目は令和8年度1年間の経過措置をそれぞれ設定していた品目であり、ともに本年度末で終了
注３：オフィス家具等において共通の判断の基準（原材料に鉄鋼が使用された物品）を適用する場合に参照するガイドラインを備考に追記したが品目数には計上していない

新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【1/3】

環境省 Ministry of the Environment

分　野	品　目	検討状況・見直し内容等
分野横断（共通）	原材料に鉄鋼を使用した物品	❍ クリアランス金属が使用を配慮事項に設定 ❍ 製品のGHG排出削減実績量の考え方に則した取扱いに変更
オフィス家具等	全12品目	❍ 共通の判断の基準の適用ルールとして「オフィス家具におけるGXスチール利用ガイドライン」を参照する旨追記
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	❍ リユースに配慮したコピー機等（再製造機）に係る定義の見直し
電子計算機等	電子計算機※	❍ エネルギー消費効率について2段階の判断の基準の設定 ❍ エコマーク認定基準の活用 ❍ クライアント型電子計算機については二次電池（バッテリ）の駆動時間に係る配慮事項の削除 ❍ サーバ型については再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用の適用（経過措置あり）、特定の化学物質の含有率基準値の適用
	磁気ディスク装置※	❍ 低容量の磁気ディスク装置を対象から除外 ❍ エネルギー消費効率について2段階の判断の基準の設定 ❍ 特定の化学物質の含有率基準値の配慮事項から判断の基準への格上げ ❍ 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定（経過措置あり）
	ディスプレイ※	❍ エネルギー消費効率について2段階の判断の基準の設定 ❍ 特定の化学物質の含有率基準値の配慮事項から判断の基準への格上げ ❍ 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定（経過措置あり） ❍ エコマーク認定基準の活用
	記録用メディア※	❍ エコマーク認定基準の活用

新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【2/3】

環境省 Ministry of the Environment

分　野	品　目	検討状況・見直し内容等
オフィス機器等	デジタル印刷機※	❍ 低電力モード等への移行時間を判断の基準に設定 ❍ 部品への再使用プラスチックの使用を判断の基準に設定 ❍ エコマーク認定基準の活用
	掛時計※	❍ エコマーク認定基準の活用
	携帯型充電器※	❍ 新規追加品目 ❍ 使用済製品の回収・再資源化、製品表示、充電サイクル回数等を判断の基準として設定
家電製品	電気冷蔵庫※、電気冷凍庫※、電気冷凍冷蔵庫※	❍ エネルギー消費効率について2段階の判断の基準の強化（経過措置あり） ❍ 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定（経過措置あり） ❍ 資源有効利用促進法等におけるCEコマースへの位置づけを踏まえ調達者向けの留意事項の記載
自動車等	乗用車 注：RDの調達時の配慮及び再使用される電動車等は他の車種にも適用	❍ ハイブリッド自動車に係る燃費基準値を強化（2030年度燃費基準値の80%達成レベル→85%達成レベル） ❍ カーエアコンの冷媒のGWPに係る経過措置を終了 ❍ リニューアブルディーゼル（RD）の調達時の配慮を追記 ❍ 再使用される電動車等の導入可能性の検討を記載
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	❍ 各品目の基準値2に係る経過措置の終了
設備	太陽光発電システム	❍ 蓄電池設備の導入に当たって使用済自動車由来の車載用蓄電池等のリユース蓄電池の導入可能性の検討を記載
	生ゴミ処理機※	―
	節水器具※、給水栓※	❍ エコマーク認定基準の活用
災害備蓄用品	携帯発電機	❍ ガソリンエンジンを搭載した発電機の排出ガス基準の強化

新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【3/3】

環境省 Ministry of the Environment

分　野	品　目	検討状況・見直し内容等
役務	自動車専用タイヤ更生	❍ 原料に天然ゴムが使用される場合における持続可能な原料の使用を配慮事項に設定し、持続可能な原料であることを確認するに当たっての参考資料を備考に記載
	自動車整備	❍ 利用可能なリサイクル部品に係る情報提供等、電動車由来の駆動用蓄電池の再使用等への取組、エンジン洗浄に関する情報提供等について配慮事項に設定
	庁舎管理	❍ 再生可能エネルギー利用設備の導入施設における取組、設備機器の適切な運用等による機能の維持・レジリエンスの向上、再資源化に配慮した廃棄物の排出抑制対策について配慮事項に設定
	植栽管理	❍ 地域の生態系や生物多様性の保全等に配慮した植栽・管理を配慮事項に設定
	清掃	❍ 持続可能な原料であることを確認するに当たっての参考資料を備考に記載 ❍ 古紙再生の阻害要因となる材料例に不織布を追加
	タイルカーペット洗浄	❍ 調達者向けにタイルカーペット洗浄の活用について記載
	機密文書処理	❍ エコマーク認定基準の活用 ❍ 難再生古紙の製紙原料への使用を配慮事項に設定
	害虫防除	❍ 害虫防除に係る記録作成・保存について配慮事項に設定
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	❍ 容器包装リサイクル法由来の再生プラスチックの使用を2段階の判断の基準の基準値1として設定
燃費等	ジェット燃料※	❍ 新規追加品目 ❍ 持続可能性要件が満たされたSAFの使用

注：※印は本年度の検討においてカーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項に新たに設定した品目
（スライド30及び31において同じ）

主な見直し等品目の検討状況等【オフィス家具等】

環境省 Ministry of the Environment

❍ オフィス家具等（全12品目）【p.4】

- オフィス家具等はグリーン購入法施行当初から特定調達品目であり、当初は10品目が対象。令和4年度の検討において2品目を追加、計12品目が対象
- 判断の基準として主要材料ごとに再生材の配合率等を設定。さらに大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器については棚板の機能重量、単一素材分解可能率、環境配慮設計を判断の基準として設定
- 令和4年度の検討においてカーボンフットプリントを算定※した製品及びカーボン・オフセットされた製品を配慮事項として設定

※ 2024年3月に一般社団法人日本オフィス家具協会において「製品別CFP算定ルール 対象製品：オフィス家具 Ver1.0」を策定

- オフィス家具分野の共通の判断の基準（原材料に鉄鋼が使用された物品）の適用ルールとして2026年10月に「オフィス家具におけるGXスチール利用ガイドライン」を策定

➔ 共通の判断の基準の基準値1の適用に当たって参考とするガイドラインとして追記（**備考13**）

【参考】共通の判断の基準の個別物品への適用について

環境省 Ministry of the Environment

- ❍ 一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）は「オフィス家具におけるＧＸスチール利用ガイドライン」を2026年10月に公開。
 - ➢ マスバランス方式が適用可能なオフィス家具の条件であったり、「共通の判断の基準」を満たすためのGXスチール最低配賦率等を規定。

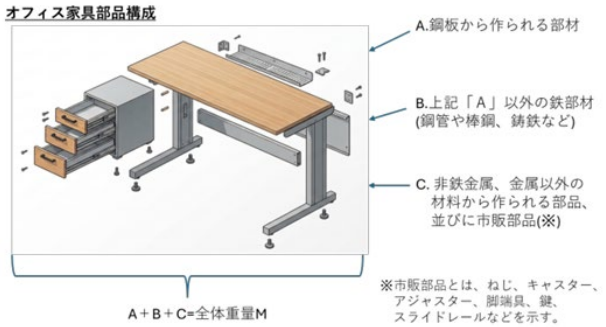


図１　オフィス家具における重量構成と配賦可能な部品の定義

5. 5. 2. 2 マスバランス方式が適用可能なオフィス家具

マスバランス方式が適用可能なオフィス家具は、鋼板重量Ａとオフィス家具の全体重量Ｍに対して、下記の式を満たすものとする。

$$A/M \geqq 10\%$$

つまり、Ａ/Ｍが 10%未満のオフィス家具には、ＧＸスチール価値の配賦はできない。

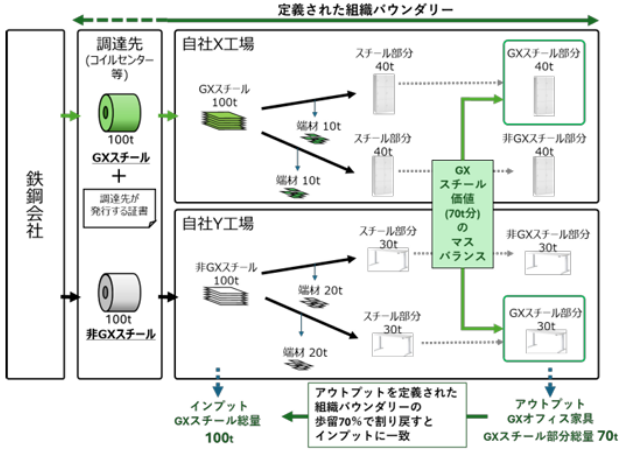


図２　定義された組織バウンダリーによるＧＸスチール価値のマスバランス例

5. 5. 2. 4 最低マスバランス配賦率

マスバランス方式を適用しＧＸスチールオフィス家具とする為には、5. 5. 2. 2 の条件を満たすオフィス家具に下記の式を満たすＧＸスチール価値を配賦すること。

$$配賦重量/A \geqq 30\%$$

一般社団法人日本オフィス家具協会「オフィス家具におけるＧＸスチール利用ガイドライン」より抜粋

- ➢ グリーン購入法基本方針においても本ガイドラインを参照するよう明記する予定

分野	品目
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド

備考）１３　本項の特定調達物品等に対し、本基本方針に示した「１．共通の判断の基準及びその配慮事項」における判断の基準を適用する場合は、一般社団法人日本オフィス家具協会作成の「オフィス家具におけるＧＸスチール利用ガイドライン」を参考とすること。

【参考】オフィス家具におけるGXスチール利用ガイドラインの構成

環境省 Ministry of the Environment

オフィス家具におけるＧＸスチール利用ガイドライン Ver1.0【目次】

1. 本ガイドラインの目的
2. 適用されるオフィス家具の範囲と参照規格・ルール
3. ＧＸスチールについて
4. オフィス家具におけるＧＸスチールのマスバランス
5. ＧＸスチール重量のマスバランスによる配賦
 - 5.1 適用する方法論
 - 5.2 組織バウンダリー
 - 5.3 購入したＧＸスチールの重量管理のアカウント
 - 5.4 ＧＸスチール価値の時間的範囲
 - 5.5 ＧＸスチールのマスバランス方式による配賦方法
 - 5.5.1 ＧＸスチールの歩留の管理
 - 5.5.2 マスバランス方式による配賦方法
 - 5.5.2.1 マスバランス方式による重量配賦可能な部品の定義
 - 5.5.2.2 マスバランス方式が適用可能なオフィス家具
 - 5.5.2.3 マスバランス方式の適用
 - 5.5.2.4 最低マスバランス配賦率
 - 5.6 運用の信頼性確保
6. ＧＸスチールを活用した場合のオフィス家具あたりのＣＯ$_2$削減量算定
 - 6.1 ＧＸスチール活用によるＣＯ$_2$削減量算定手順
 - 6.2 算定結果の信頼性確保
7. ＧＸスチールを活用した場合のオフィス家具におけるＣＦＰ算定
 - 7.1 ＧＸスチールを活用した場合のオフィス家具あたりのＣＦＰ算定
 - 7.2 算定結果の信頼性確保
8. 顧客に提供する情報

主な見直し等品目の検討状況等【電子計算機等】

環境省
Ministry of the Environment

① 電子計算機（クライアント型及びサーバ型）【p.13】

- 電子計算機（クライアント型及びサーバ型）は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等については、令和2年度の検討において省エネ法トップランナー基準の85%達成又は国際エネルギースタープログラムVersion7.0の基準に強化。翌年の令和3年度の検討においてトップランナー基準達成又は国際エネルギースタープログラムVersion8.0への基準強化とともに、筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用に関する対象機器の拡大（シンクライアントにも適用）などの変更
- サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等については、令和2年度の検討において省エネ法トップランナー基準に変更
- クライアント型電子計算機については、国際エネルギースタープログラムVersion9.0（2025年10月）、サーバ型電子計算機については、同プログラムVersion4.0（2024年1月）がそれぞれ発効済

主な見直し等品目の検討状況等【電子計算機等】

環境省
Ministry of the Environment

【クライアント型】

- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を新たに設定**
 ➔ 省エネ法トップランナー基準及び国際エネルギースタープログラムVersion9.0を基本とした2段階の判断の基準を設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.119）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 二次電池（バッテリ）の駆動時間に関する**配慮事項の削除**

【サーバ型】

- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を新たに設定**
 ➔ 省エネ法トップランナー基準を基本とした2段階の判断の基準を設定
- 特定の化学物質の含有率基準値についてサーバ型電子計算機にも適用
- 筐体又は部品への**再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用**についてサーバ型電子計算機にも適用
 ➔ 令和9年度までに製造された製品には適用しない経過措置を設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.159）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）

【共　通】

- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【電子計算機等】

環境省 Ministry of the Environment

② 磁気ディスク装置【p.25】

- 磁気ディスク装置は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- 現行のエネルギー消費効率に係る判断の基準は令和3年度の検討において省エネ法トップランナー基準の見直しを受けて、市場への普及状況を勘案した基準に変更
- 事前調査において現行のエネルギー消費効率の強化、一部の配慮事項の判断の基準への格上げ、CEへの対応等に係る提案が行われているところ

- 磁気ディスク装置の対象からディスクが大容量の構成に移行している区分の低容量（24TB以下のもの）を除外
- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を新たに設定**
 ➔ 省エネ法トップランナー基準を基本とした2段階の判断の基準を設定
- 特定の化学物質の含有率基準値を配慮事項から判断の基準へ格上げ
- 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定
 ➔ 令和9年度1年間の経過措置を設定
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【電子計算機等】

環境省 Ministry of the Environment

③ ディスプレイ【p.28】

- ディスプレイは平成14年度から特定調達品目
- 現行のエネルギー消費効率に係る判断の基準は令和3年度の検討において国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準に変更
- 事前調査において2段階の判断の基準の設定等に係る提案が行われているところ

- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を新たに設定**
 - ➔ 国際エネルギースタープログラムを基本とした2段階の判断の基準を設定
 - ✓ コンピュータモニタは年間消費電力量、サイネージディスプレイはオンモード消費電力
- 特定の化学物質の含有率基準値を配慮事項から判断の基準へ格上げ
- 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定
 - ➔ 令和9年度1年間の経過措置を設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.119）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【電子計算機等】

環境省
Ministry of the Environment

④ 記録用メディア【p.33】

- 記録用メディアは平成18年度から特定調達品目
- 現行の判断の基準はケースに適用しており、ケースの素材等に対応した再生材料等（再生プラスチック又はバイオマスプラスチック、古紙）の配合率等の基準、省資源に係る基準が設定されているところ

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.112）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【オフィス機器等】

環境省 Ministry of the Environment

① デジタル印刷機【p.35】

- デジタル印刷機は孔版方式の印刷機が対象であり、平成16年度に特定調達品目として追加された品目
- エネルギー消費効率に係る判断の基準は独自の基準を設定しているところ
- 平成3年度の検討において特定化学物質の含有率基準値に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
- 事前調査において一部の配慮事項の判断の基準への格上げに係る提案が行われているところ

- 低電力モード又はオートシャットオフモードへの移行時間に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
- 部品への再生プラスチックの使用を判断の基準に設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.133）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【オフィス機器等】

環境省 Ministry of the Environment

② 掛時計【p.38】

- 掛時計は平成22年度に特定調達品目として追加された品目
- 一次電池の不使用又は使用する場合は5年以上使用できることを判断の基準として設定
- 現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率は必ずしも高くない状況
- 事前調査において一次電池の有害物質の使用回避、材料表示等に係る提案が行われているところ

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.134）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【家電製品】

環境省
Ministry of the Environment

❍ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫【p.42】

- 電気冷蔵庫等3品目は平成13年度の法施行当初から特定調達品目
- 令和3年度の検討において省エネ法トップランナー基準及び当該基準に対応した製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率について2段階の判断の基準を強化（2段階の判断の基準は平成31年2月に設定）
- 本年4月に施行された改正資源有効利用促進法に基づく指定脱炭素化再生資源利用促進製品に指定されているところ

- エネルギー消費効率（年間消費電力量）について**2段階の判断の基準を強化**
 - ➔ 既設定済みの2段階の判断の基準（基準値1及び基準値2）を強化
 - ✓ 電気冷凍庫については冷凍方式により区分
 - ➔ 令和9年9月末までの半年間の経過措置を設定
- 再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準に設定
 - ➔ 令和9年度1年間の経過措置を設定
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 資源有効利用促進法等における**CEコマースの対象への位置づけ**
 - ➔ 「再使用品（リユース品）の調達、レンタル、リース又はシェアリングの活用等」を調達者向けの留意事項に記載（**備考9**）

主な見直し等品目の検討状況等【自動車等】

環境省 Ministry of the Environment

○ 乗用車【p.45】

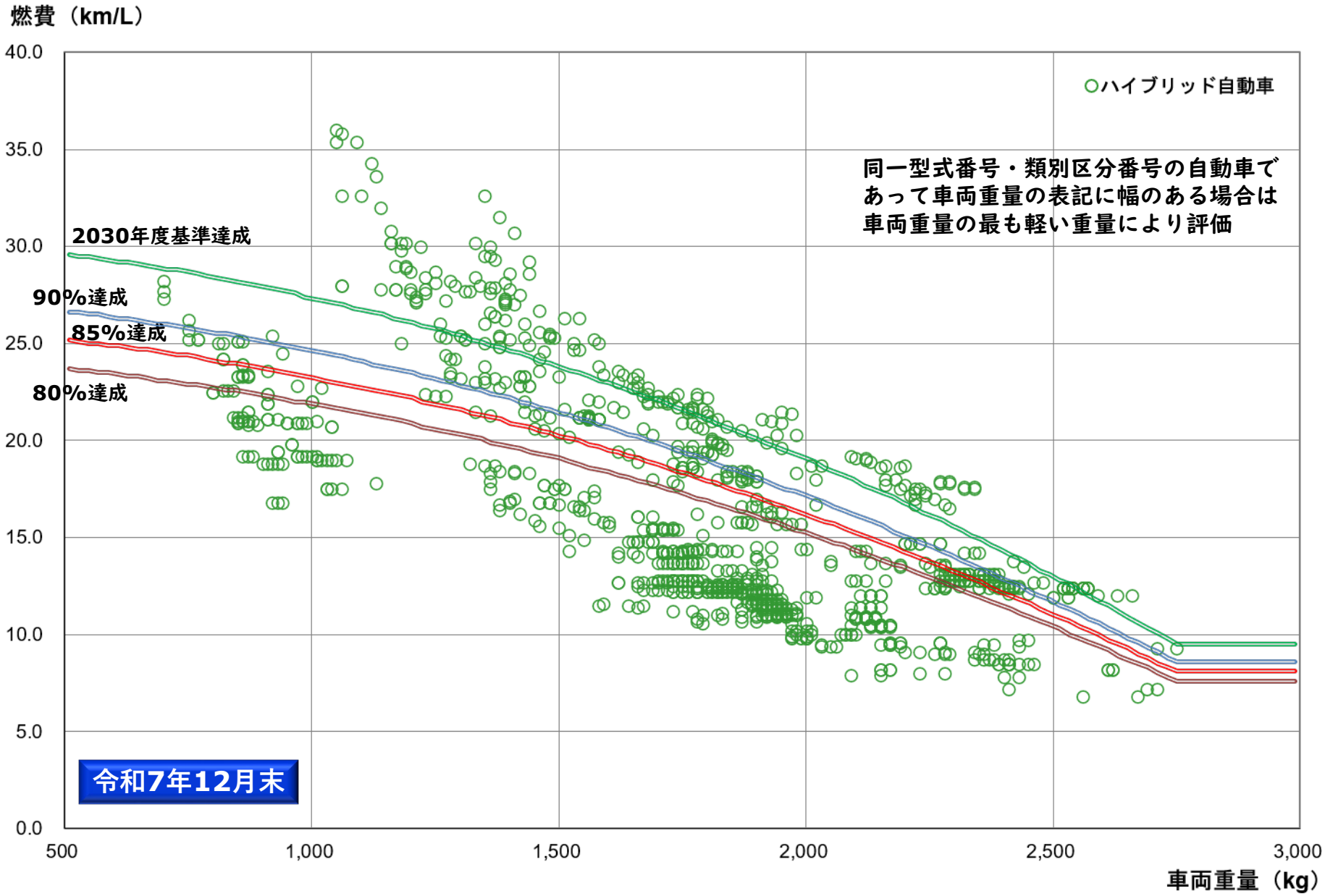
- 乗用車（ハイブリッド自動車）の燃費に係る判断の基準はいわゆる「自動車重量税のエコカー減税（減免区分25%軽減）」と整合を図り設定
- 令和8（2026）年5月以降については、エコカー減税が現行制度を見直し※た上で適用期限が2年延長されることとなり、令和9（2027）年5月から85%達成レベルに引き上げられる予定

※ 令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）
乗用車の場合、25%軽減措置の燃費性能に係る要件が令和9（2027）年4月までは**2030年度燃費基準80%達成レベル**であるが、令和9（2027）年5月以降は**同85%達成レベル**に強化

- 乗用車の燃費基準値ついてはエコカー減税と整合を図ることとし、令和9年度から**2030年度燃費基準値の85%達成レベルに引き上げ**（強化）
- カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数150以下
 ➔ 令和9年3月31日まで設定している経過措置を終了
- 燃料の直接供給を受ける場合にリニューアブルディーゼル（RD）の積極的な利用に努める旨（**備考21**）、**再使用される電動車等について使用用途や使用期間等を踏まえた導入可能性を検討する旨（備考22）**をそれぞれ記載
 ➔ 備考21及び備考22は乗用車に限らず自動車6品目が対象

【参考】HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

環境省
Ministry of the Environment



資料：国土交通省「自動車燃費一覧」（令和8年3月）より作成

主な見直し等品目の検討状況等【設備】

環境省
Ministry of the Environment

① 太陽光発電システム【p.52】

- 太陽光発電システムはグリーン購入法施行時より特定調達品目
- 当初は普及を目的としており判断の基準は定義のみ。その後、エネルギーペイバックタイム、情報開示等について判断の基準に設定
- さらに太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準を追加・強化、環境配慮設計の事前評価を判断の基準に設定する等の見直しを実施
- 令和4年度において安定稼働の観点から情報開示項目に保守点検・修理に加え維持管理を追加、また長期使用の観点から修理及び部品交換が容易である等の設計を判断の基準として設定

- 蓄電池設備の導入に当たって使用済自動車由来の車載用蓄電池を再利用したものを含むリユース蓄電池について、資源循環及び環境負荷低減の観点から、リース・シェアリングを含め導入可能性を検討する旨追記（**備考6オ**）

主な見直し等品目の検討状況等【設備】

環境省 Ministry of the Environment

② 節水器具【p.55】、給水栓【p.57】

- 節水器具は平成19年度から特定調達品目に追加された品目
- 節水器具は、平成29年度に流量調整弁、手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓を対象に追加するとともに、判断の基準を設定。吐水口装着型に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
- 令和4年度より「節水機器」から「節水器具」に名称変更し、定流量弁、流量調整弁に係る設置条件の記載等の判断の基準を変更
- 給水栓は令和4年度から特定調達品目に追加された品目（給水栓10種類※）

※ 節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機能付・AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機能を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓及び水優先吐水機構を有する水栓

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
 - ➔ 節水器具は**エコマーク認定基準（商品類型No.158）**
 - ➔ 給水栓は**エコマーク認定基準（商品類型No.157）**
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

① 自動車整備【p.64】

- 自動車整備は平成16年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準は自動車リサイクル部品（リユース部品又はリビルド部品の使用）並びにエンジン洗浄実施時の大気汚染物質の削減及び洗浄効果の保証を設定しており、エンジン洗浄は平成20年2月に判断の基準に追加
- 平成22年2月にロングライフクーラントの再利用を配慮事項に追加した後、見直しは未実施
- 自動車リサイクル部品については、廃車台数の減少に伴い減少傾向にあり、従前から適合部品が適時に入手できず新品部品による修理とせざるを得ない場合があることや、利用者側の品質や安全性に係る懸念、特に古い型式の車では部品在庫が少なく入手確率が低いなどの課題があげられているところ

- 自動車整備における資源循環の促進及び環境負荷低減を図るため、リサイクル部品の活用促進、駆動用蓄電池の適切な回収・再資源化への配慮及びエンジン洗浄に係る環境情報の収集・提供を配慮事項として追加
- リサイクル部品の利用可能性の確認及び活用に努める旨調達者向け留意事項として追記（**備考8**）

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

② 庁舎管理【p.66】

- 庁舎管理は平成18年度から特定調達品目に追加された品目
- 平成19年度に常駐管理形態に係る判断の基準の明記、20年度に常駐管理以外の管理基準例を設定
- その後、平成27年度にフロン類の漏えい防止のための措置を配慮事項から判断の基準へ格上げ、29年度にエネルギー使用の削減に係る対策の強化等（省エネ法に基づく対策、設備機器等の運用改善措置、エネルギー消費効率化の措置などの追加）を実施
- 庁舎管理については環境配慮契約法の基本方針に位置づけられた建築物の維持管理に係る契約との関連にも留意が必要

- 新たな配慮事項として次の3つの事項を追加
 1. 再生可能エネルギー利用設備導入施設における運用管理等の利用最適化
 2. 気候変動に伴う極端現象による影響への配慮、施設機能の維持及びレジリエンスの向上
 3. 廃棄物の排出抑制対策の検討及び再資源化等の促進

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

③ 植栽管理【p.68】

- 植栽管理は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準として特定調達物品等の使用、総合的病害虫・雑草管理の体制の整備、農薬の適正使用等を設定しているところ
- 平成22年度に配慮事項の追加を行ったところであるが、その他の判断の基準等についての見直しは未実施

- 地域の生態系や生物多様性の保全等の観点から、地域在来種など地域の気候条件や生態系に適した樹種の選定や、外来生物の侵入・拡散防止等を新たに配慮事項として設定

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

④ 清掃【p.69】

- 清掃は平成18年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準として特定調達物品等の使用、石けんの使用、ごみの適切な分別・回収（特に紙類については古紙リサイクルを考慮）、適切なワックス・洗剤の使用等を設定しているところ
- 平成30年度に植物油脂を原料とする石けん等について持続可能な原料の使用を求めることを配慮事項から判断の基準に格上げ

- 植物油脂を原料として使用している場合に持続可能な原料であることを確認するに当たっての参考資料として環境省作成のガイドライン※を追記（**備考1**）

 ※　「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

⑤ 機密文書処理【p.72】

- 機密文書処理は平成21年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準は製紙原料としての回収を前提とした各種基準及び処理完了証明の提示を設定しているところ
- 平成22年度に古紙分別方法例の記載の変更、平成28年度に提示書類名称の変更、調達者への留意事項の記載等が行われたところであるが、判断の基準の見直しは未実施

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.506）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 近年のライフスタイルの変化に伴う難再生古紙の増加を踏まえ難再生古紙の製紙原料への使用に努める旨を配慮事項として設定

主な見直し等品目の検討状況等【役務】

環境省
Ministry of the Environment

⑥ 害虫防除【p.73】

- 害虫防除は平成20年度に特定調達品目として追加された品目
- 判断の基準は特定調達物品等の使用、殺そ剤・殺虫剤の適正使用等を設定しているところ
- 平成20年度の追加以降、判断の基準等の見直しは未実施

- 総合的有害生物管理（IPM）の取組を促進する観点から、防除作業に関する記録・保存を配慮事項として追加

主な見直し等品目の検討状況等【ごみ袋等】

環境省
Ministry of the Environment

❍ プラスチック製ごみ袋【p.75】

- プラスチック製ごみ袋は令和元年度に特定調達品目として追加
- 令和2年度にバイオマスプラスチック配合率（10%以上→25%以上）及び再生プラスチック配合率（10%以上→25%以上）の強化、増量目的の充填剤の使用禁止、エコマーク認定基準を活用する内容に判断の基準を見直し
- 容器包装リサイクル法由来の再生プラスチックの需要拡大が国内のプラスチック資源循環の観点からも重要

- 容器包装リサイクル法由来の再生プラスチック使用による**2段階の判断の基準を新たに設定**
 - ➔ 再生プラスチックに係る判断の基準に適合し、そのうち容器包装リサイクル法又はプラスチック資源循環法由来の再生プラスチックを10%以上配合（**基準値1**）
 - ✓ プラスチックに係る再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチック配合率25%以上（**基準値2**）

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 見直し対象品目について
3. **提案募集に係る対応について**
4. 公共工事に係る検討状況について
5. その他の検討事項・品目等

1．令和8年度の提案募集の概要について

環境省
Ministry of the Environment

提案募集の概要

- **提案募集期間　：令和8年5月11日～6月11日**
- **提案品目数　：物品13件、役務1件、公共工事10件、分野横断2件の計26件※**

❍ 提案募集に当たっては、温室効果ガス排出削減（CFP等の定量的環境情報の開示やカーボン・オフセットされた製品・サービス等含む）及びプラスチック資源循環に特に資すると考えられる提案、2段階の判断の基準（基準値1、基準値2）の更なる活用に向けて、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等に関する積極的な提案を併せて求めたところ

※ 上記の分野・品目等については提案者の申告によるものであり、変更があり得る（現段階の品目等は次スライド参照）。提案件数であって提案品目数ではない

提案品目及び提案内容に係る検討

- 提案された資料を精査の上、必要に応じ、提案者に対する追加資料の提出依頼、ヒアリング等を行うとともに、提案品目に係る環境負荷低減効果、供給状況等を調査・確認し、新規追加又は判断の基準等の見直しに係る検討を実施

2. 新規追加及び見直し等の提案一覧【1/2】

環境省 Ministry of the Environment

- 新規追加の提案が**15品目**（物品・役務**7品目**、公共工事**8品目**）
- 判断の基準等の見直し※1※2に係る提案が**8品目**（物品・役務**6品目**、公共工事**2品目**）
- 分野横断（運用の仕組み等）の提案が**2件**※2

※１：対象範囲又は定義の見直しを含む
※２：災害備蓄用品の飲料水・食品の容器包装及び分野横断に係る提案は品目数には加算していない

分野（物品・役務）	品　目　等
画像機器等	リユースに配慮したコピー機等※①②
オフィス機器等	携帯型充電器（モバイルバッテリー）★
自動車等	リニューアブルディーゼル★①
制服・作業服等	二酸化炭素由来の合成繊維を使用した制服・作業服等の繊維製品※②、安全靴※①②
インテリア・寝装寝具	ブラインド※①
災害備蓄用品	備蓄用おむつ★、備蓄用マスク★、携帯発電機※、飲料水・食品（プラスチック製容器包装）※①
役務	小売業務におけるワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）※①
その他	屋外用ベンチ★①、持続可能な航空燃料（SAF）★①、凍結防止剤・融雪剤★①②
分野横断（運用の仕組み等）	マスバランス方式によりバイオマス由来特性又はケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチック及びその運用方法 素材・中間製品の再生材利用や温室効果ガス排出削減等の環境価値情報を活用した評価方法①

注１：★印の品目は新規追加の提案
注２：※印の判断の基準等の見直しの提案（対象範囲又は定義の見直しを含む）
注３：①印は基準値1としての提案、②印は基準値2としての提案
注４：赤下線は本年度の新規追加・見直し等に反映した提案品目

2. 新規追加及び見直し等の提案一覧【2/2】

環境省
Ministry of the Environment

分野（公共工事）	品　目　等
資材	リサイクル原料（ポリスチレン）を使用した軽量盛土材、建築物内装用・建築物外装用塗料、リニューアブルディーゼル（RD）、木材・プラスチック複合材製品※①、スラグせっこう板、建築向け厚板（GXスチール）、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）、バイオディーゼル燃料混合軽油（B20）、高日射反射率塗料及び高日射反射率防水※
工法	3Dプリント建設工法

注：※印の品目は判断の基準等の見直しの提案、①印は基準値1としての提案。他の品目は新規追加の提案

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（1）分野横断の提案

① マスバランス方式によりバイオマス由来特性又はケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチック及びその運用方法

- マスバランス方式の活用拡大に向けて、運用に当たっての要件を次のとおり変更してはどうかとの提案
 1. 独立した認証機関が定めた基準に基づき、原料調達からプラスチック製造工程までを対象として、第三者機関がトレーサビリティを評価・認証する仕組みに基づくこと
 2. プラスチック加工工程についてはISO規格に準ずること
- 令和8年度から第三者認証に基づくマスバランス方式の運用を開始したところ。提案の運用方法では、サプライチェーン全体でのバイオマス由来特性の適切な管理を確認することが困難であり、現時点において運用方法を変更することは適切ではないと判断し、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

- マスバランス方式によりケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックを使用した製品を追加してはどうかとの提案
- ケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックについては、製造・流通の実態や環境負荷低減効果等に関する知見を把握・検討する必要があることなどから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（1）分野横断の提案

② 素材・中間製品の再生材利用や温室効果ガス排出削減等の環境価値情報を活用した評価方法の高度化

- 素材・中間製品における再生材利用や温室効果ガス排出削減等の環境価値情報を最終製品に適切に紐づけ、調達者が確認可能な形で提示する手法を判断の基準等とすべきとの提案（最終製品は個別の判断の基準を満たすこと）
- 2段階の判断の基準の**基準値1**として提案
- 素材・中間製品における再生材利用や温室効果ガス排出削減等の環境価値情報を最終製品に適切に紐づけ、調達者が確認可能な形で提示する手法については、環境価値情報の具体的なデータ化・紐づけ手法（プラットフォームを含む。）、情報提供主体及び対象範囲、調達段階における確認方法等について更なる検討が必要。加えて、提案された仕組みは現時点では社会実装や制度整備が十分に進展しておらず、広く普及・定着している状況にはないことから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（2）新規追加提案品目

① 携帯型充電器（モバイルバッテリー） 【オフィス機器等】

- リチウムイオン電池を用いた携帯型充電器（モバイルバッテリー）
 - 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品「電源装置」（リチウムイオン電池を部品として使用するもの）の該当製品
- エコマーク認定基準（商品類型No.169「モバイルバッテリーVersion1.0」）
- 携帯型充電器の普及拡大に伴う使用済製品の増加を踏まえ、リチウムイオン電池に起因する安全上の課題への対応及び回収・再資源化による資源循環の推進を図ることで環境負荷低減効果が期待されることから、**提案を参考として特定調達品目に追加**

② リニューアブルディーゼル 【自動車等】

- 廃食用油、バイオエタノール等を原料とするリニューアブルディーゼル
 - ISCC等の第三者認証により、温室効果ガス排出削減効果が証明された燃料（燃料品確法の強制基準に適合）。環境価値証明書等を用いた供給についても対象
- 供給量や供給体制、コスト面等の調達に当たっての課題はあるが、温室効果ガス排出量の削減などの環境負荷低減効果も期待されることから、**提案を参考として直接供給を受けることが可能な場合には積極的な利用に努める旨を調達者向けに記載**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（2）新規追加提案品目

③ 備蓄用おむつ【災害備蓄用品】

- 主要材料がプラスチック、木質パルプの備蓄用おむつ
- エコマーク認定基準（商品類型No.104,No.105,No.168）
- おむつは一般に複合的な材料構成であり、材質ごとの評価方法や基準のあり方について更なる検討を要することから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

④ 備蓄用マスク【災害備蓄用品】

- 主要材料がプラスチック、繊維（天然繊維・化学繊維）の備蓄用マスク
- エコマーク認定基準（商品類型No.104,No.105,No.168）
- 災害時の備蓄用マスクは、仕様を限定した場合には、全国的な供給及び競争性の確保に支障が生じる可能性があることなどから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

⑤ 屋外用ベンチ【その他】

- 使用済み人工芝から回収した樹脂を原料とする屋外用ベンチ
 - 人工芝由来の樹脂をベンチ本体の主要部分（板材）に重量比で45%以上使用
- 人工芝由来の樹脂を使用した製品の供給状況に関する知見も十分ではないことから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

環境省 Ministry of the Environment

（2）新規追加提案品目

⑥ 持続可能な航空燃料（SAF） 【その他】

- 廃食用油、バイオエタノール等を原料とする持続可能な航空燃料（SAF）
 - ISCC等の第三者認証により、温室効果ガス排出削減効果が証明された燃料（ASTM D7566に適合）。環境価値証明書等を用いた供給についても対象
- SAFについては航空分野の脱炭素化に資するとともに、温室効果ガス排出量の削減など環境負荷低減効果が期待されることから、**提案を参考として特定調達品目に追加**

⑦ 凍結防止剤･融雪剤 【その他】

- 環境配慮型（非塩化物系）の凍結防止剤・融雪剤
 - 従来の塩化物を主成分とする融雪剤と同等以上の融雪性能を確保しつつ、金属腐敗性、塩化物負荷、生態系への影響等の環境負荷の低減
- 2段階の判断の基準の**基準値1**及び**基準値2**として提案
- 提案された凍結防止剤・融雪剤については、従来品と比較してコスト面の課題があるほか、各機関での運用状況等を踏まえると、新たに特定調達品目として追加する必要性は高くないものと判断される。このため、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（3）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

① リユースに配慮したコピー機等 【画像機器等】

- リユースに配慮したコピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）の定義に係る見直しの提案
 - 現行の再生型機及び部品リユース型機を新たに「再製造機」（リマニュファクチャリングされた製品）として再定義

➡ 再製造機の実態や市場における流通状況を踏まえ、対象範囲をより明確化するとともに、調達者にとってわかりやすい定義とする観点から、**提案を参考として再製造機の定義を見直し**

② 二酸化炭素由来の合成繊維を使用した制服・作業服等の繊維製品 【制服・作業服等】

- 回収した二酸化炭素を主要な合成原料（炭素源）として化学合成されたポリエステル等の合成繊維（カーボンリサイクル繊維）から製造された制服・作業服・事務服等
- 2段階の判断の基準の**基準値2**として提案

➡ 原料となる二酸化炭素の由来やトレーサビリティの確保、市場への供給状況、調達コスト及び原料の製造方法等を総合的に勘案すると、更なる知見の蓄積が必要な状況にあることから、今後の技術動向等を踏まえつつ引き続き検討することとし、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

環境省 Ministry of the Environment

（3）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

③ 安全靴 【制服・作業服等】

- 労働現場等で使用される革製安全靴
 - ➢ 現行の繊維製の靴に加え、革製安全靴について対象範囲の拡大を図り、新たな判断の基準等を設定
- 2段階の判断の基準の**基準値1**及び**基準値2**として提案
- 革製の安全靴について長期使用・長寿命化による環境負荷低減を評価するための方法等について検討を行ったが、評価手法及び基準値に関する更なる知見の蓄積が必要であることから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り、継続検討とする**

④ ブラインド 【インテリア・寝装寝具】

- 「金属製ブラインド」の対象範囲の見直し
 - ➢ 非金属製ブラインドにおいても、現行の金属製ブラインドに係る判断の基準を満たす製品があることから、材質によらず対象とすべき
- 2段階の判断の基準の**基準値1**として提案
- 非金属製ブラインドについては、金属製ブラインドに係る現行の判断の基準を単純に適用することは適当ではなく、材質ごとの評価方法や基準のあり方について更なる検討を要することから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（3）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

⑤ 携帯発電機【災害備蓄用品】

- 持ち運び可能な小型の発電機の排出ガスに係る判断の基準の見直し
 - ガソリンエンジン掲載発電機の排出ガス基準について最新の規制基準値に強化
- ガソリンエンジンを搭載した発電機の排出ガス基準について、最新の規制基準との整合を図る観点から、**提案を参考として判断の基準等を見直し**

⑥ 飲料水・食料【災害備蓄用品】

- 災害備蓄用品のうち、飲料水及び食料の容器包装にケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックを使用したものの追加、判断の基準の見直し
 - マスバランス方式によりケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックを10%以上使用（廃プラスチック等）
- 2段階の判断の基準の**基準値1**として提案
- 飲料水及び食料の容器包装に限らず、ケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチック全般について、評価手法や市場への供給状況等に関する知見の蓄積が必要（エコマークでも検討中）。また、ケミカルリサイクルのみを評価対象とすることの妥当性や他のリサイクル手法との関係についても整理が必要であることなどから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

3. 提案品目・提案内容に係る検討（物品・役務）

環境省 Ministry of the Environment

（3）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

⑦ 小売業務におけるワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋） 【役務】

- 小売業務におけるワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）を提供する場合の要件（判断の基準）の見直し
 - マスバランス方式によりケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックを25%以上使用（廃プラスチック等）
- 2段階の判断の基準の**基準値1**として提案
- ケミカルリサイクル由来特性を割り当てたプラスチックに係る評価手法や市場への供給状況等に関する知見の蓄積が必要（エコマークでも検討中）。また、ケミカルリサイクルのみを評価対象とすることの妥当性や他のリサイクル手法との関係についても整理が必要であることなどから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

環境省 Ministry of the Environment

（4）継続検討品目に係る検討結果（昨年度提案）

❍ 靴･履物 【制服･作業服等】

- ポストコンシューマ及びプレコンシューマ材料（ゴム・プラスチック）を回収・処理し、再資源化した再生ゴム・再生プラスチックを使用した履物
- 現行の靴は繊維製が対象。ゴム製やプラスチック製の靴・履物を対象に追加すべきとの提案
- 昨年度から継続して検討を行ってきたところであるが、再生材料を使用した製品の供給が限定的であることに加え、長期使用及び長寿命化を評価する基準の設定に当たり更なる知見の蓄積が必要であることから、**提案を参考とした本年度の判断の基準等の設定は見送り**

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 見直し対象品目について
3. 提案募集に係る対応について
4. **公共工事に係る検討状況について**
5. その他の検討事項・品目等

新規提案品目等に係る検討

環境省 Ministry of the Environment

1. 「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」等の提案

(1) 検討対象について

- 特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、令和8年5月11日～6月11日の期間において特定調達品目（公共工事）に関する提案募集を実施
- 募集に対して表1のとおり**資材9品目、工法1品目**の提案を受けているところ
- また、令和7年度より**3品目について継続検討品目群**（以下「ロングリスト」という。）に掲載（表2）、特定調達品目として指定されるため、課題解決に向けた**追加提案**を受けているところ

(2) 対応（案）について

- 特定調達品目として妥当なもの：なし
- 継続検討品目：リニューアブルディーゼル
 バイオディーゼルB5、B20
 建築物内装用・建築物外装用塗料
 高日射反射率塗料及び高日射反射率防水
 グリーンスチール（統合品目名）※1・※2
 再生中温化アスファルト混合物（統合品目名）※2

※1：建築向け厚板（GXスチール）は、グリーンスチールに統合して評価を実施した。本品目は、次年度もグリーンスチールとして継続的に評価を行う。

※2：過年度からの継続検討品目

2. 技術開発、科学的知見の充実等による現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

今回、特定調達品目に関して、見直しを行う品目はなかった。

新規提案品目等に係る検討

環境省 Ministry of the Environment

表1 新規提案品目（公共工事）

分野	提案品目（個別品目名）	主な環境負荷低減効果
資材	リサイクル原料（ポリスチレン）を使用した軽量盛土材	廃棄物削減・温室効果ガス低減
	リニューアブルディーゼル（RD）	温室効果ガス低減
	バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）	温室効果ガス低減
	バイオディーゼル燃料混合軽油（B20）	温室効果ガス低減
	建築向け厚板（GXスチール）	温室効果ガス低減
	木材・プラスチック再生複合材製品	廃棄物削減・温室効果ガス低減
	スラグせっこう板	廃棄物削減・温室効果ガス低減
	建築物内装用・建築物外装用塗料	温室効果ガス低減・有害物質削減
	高日射反射率塗料及び高日射反射率防水	温室効果ガス低減
工法	3Dプリント建設工法	廃棄物削減・温室効果ガス低減

表2 ロングリスト掲載品目（公共工事）

分野	提案品目（統合品目名）	主な環境負荷低減効果
資材	グリーンスチール	温室効果ガス低減
	再生中温化アスファルト混合物	廃棄物削減・温室効果ガス低減
	土工用エコスラグ	廃棄物削減・温室効果ガス低減

◆ 評価を行う上での前提条件

- 提案募集は、グリーン購入法に基づく特定調達品目等の追加、見直しに反映させるための提案を頂くことを目的としている。特定の商品についての提案ではない。
- 提案された品目の評価に際しては、個別品目ではなく、類似の品目を統合した「統合品目」として評価を行っている。
- 統合品目の評価においては、公的な品質基準や全国的な協会基準等の有無により実施している。

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 見直し対象品目について
3. 提案募集に係る対応について
4. 公共工事に係る検討状況について
5. **その他の検討事項・品目等**

JIS規格の更なる活用に向けて

環境省
Ministry of the Environment

- **日本産業規格（JIS規格）**は、産業標準化法（JIS法）に基づき制定される我が国の鉱工業品、データ、サービス等に関する国家規格。**国内市場取引の基礎として、製品等の品質担保やその仕様の統一等、広く効果**を発揮。
- JIS法において、国や地方公共団体が鉱工業品の買い入れ等を行う際には、JIS規格を尊重することとされている。これを踏まえ、国家標準戦略（「新たな国際標準戦略」（2025年6月知的財産戦略本部決定））をはじめ各種政府戦略において、**政府が率先して公共調達においてJIS規格を活用していく方針を、重点的に提示**。
- 本方針を実装するための指針として、各府省庁の公共調達担当者向けに**「JIS規格の公共調達引用ガイダンス（Ver.1.0）」を策定済**（2026年４月、統合イノベーション戦略推進会議・標準活用推進タスクフォース決定（総理補佐官ヘッド、各省局長級がメンバー））。
- 各種政府戦略・本ガイダンスに基づいて、**政府全体で新たな活用事例を生み出すことが必要**。

- グリーン購入法の判断の基準等においては、**既にJIS規格が152箇所で引用（77種類のJIS規格が活用）**されており、**環境負荷低減効果の定量化、廃棄物・有害物質抑制、資源循環**等の観点から、環境負荷低減に広く役立てられているところ。一方、その**考え方の整理**や、個別の特定調達品目における**JIS規格の十分な引用については道半ばの状況**。
- そこで、グリーン購入法の基本方針において以下を検討。
 ① JIS規格を活用することにより環境負荷低減に繋がりうるという**基本的考え方を改めて整理・提示**し、
 ② **特定調達品目の判断の基準において、JIS規格が活用できるケースを定期見直し対象品目を中心に検討し、**対応する

➔ **基本方針前文において判断の基準の数値などを設定する場合には、JISの整備状況に留意する旨明記　【資料2－1　P.4】**

その他の検討事項・品目等

環境省
Ministry of the Environment

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、循環型社会形成推進計画、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応（案）
乗用車	エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定	終了
制服、作業服、帽子、靴	各品目に係る判断の基準のうち、基準値2について令和8年度1年間の経過措置を設定	終了

循環性基準の導入について（本年度設定・強化等）

環境省 Ministry of the Environment

❍ 令和8年度において循環性基準の導入、強化、拡充等を行った品目は、以下の**9品目**（令和6年度6品目、令和7年度21品目）

- 第5次循環型社会形成推進計画（令和6年8月）において循環性基準の導入、強化、拡充等を求められた令和6年（2024）度以降に設定又は強化された品目及び内容
- 使用済製品の回収・リサイクル等の仕組みの構築に係る判断の基準等は広義の循環性基準の対象として記載

分野又は品目	判断の基準	配慮事項	備考
電子計算機	サーバ型について筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用の設定		製造時期による適用除外を設定
磁気ディスク装置	再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用の設定		経過措置を設定
ディスプレイ	再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用		経過措置を設定
デジタル印刷機	再生プラスチック部品の使用の設定		
携帯型充電器（新規追加品目）	使用済製品の回収及び再資源化の実施を設定	筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチック使用を設定	
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用の設定		経過措置を設定
プラスチック製ごみ袋	容器包装リサイクル法由来の再生プラスチック配合率を**基準値1**として設定		

循環性基準の導入について（既存 繊維製品以外）

環境省
Ministry of the Environment

分野又は品目	判断の基準[注1]	配慮事項	備考	閣議決定[注2]
プリンタ、プリンタ複合機	**ポストコンシューマ材料**からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（重量及び配合率）の設定		製造時期による適用除外を設定	令和7年1月
ファクシミリ	再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用の設定			令和7年1月
スキャナ	再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用の設定		経過措置を設定	令和7年1月
金属製ブラインド		再生プラスチック部品の使用の設定		令和7年1月
プラスチック製ごみ袋		**ポストコンシューマ材料**からなる再生プラスチックの使用の設定		令和7年1月
クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー	認定プラスチック使用製品の**基準値1**として設定			令和8年2月
トナーカートリッジ、インクカートリッジ	回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率の強化	プラスチック製筐体部品に係るポリマー又はポリマーブレンドの構成の設定		令和8年2月
テレビジョン受信機		製品の包装又は梱包に再生プラスチック又はバイオマスプラスチック使用、代替素材等によるプラスチック使用の削減の設定		令和8年2月
太陽熱利用システム		製品の包装又は梱包に代替素材等によるプラスチック使用の削減の設定		令和8年2月
庁舎等において営業を行う小売業務	❍ レジ袋を提供する場合のバイオマスプラスチック配合率の強化 ❍ 認定プラスチック使用製品の取扱いの設定			令和8年2月
飲料自動販売機設置	認定プラスチック使用製品の取扱いの設定	再生プラスチック部品の使用の設定		令和8年2月

注１：「判断の基準」には2段階の判断の基準を含む
注２：「閣議決定」の年月は循環性基準を判断の基準等に設定又は強化した時期
注１及び注２は次スライドにおいて同じ

循環性基準の導入について（既存 繊維製品）

環境省
Ministry of the Environment

分野又は品目	判断の基準[注1]	配慮事項	備考	閣議決定[注2]
制服、作業服、帽子、靴 （靴は甲部に適用）	❍ 使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定（CFPとのAND要件） ❍ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率の強化 ❍ ポリエステルを除く繊維由来の再生繊維配合率の設定 ❍ ポリエステル混紡繊維配合率の設定 ❍ 植物由来合成繊維配合率の強化		基準値2について経過措置を設定	令和8年2月
カーテン、布製ブラインド	使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定			令和8年2月
タイルカーペット	使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定（CFPとのOR要件）			令和8年2月
毛布、ふとん	使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定			令和8年2月
マットレス		使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を設定		令和8年2月
集会用テント	使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定			令和8年2月
ブルーシート	❍ 使用済製品の回収・再使用・再生利用システムの構築を**基準値1**として設定（CFPとのOR要件） ❍ 再生ポリエチレン繊維配合率の強化			令和8年2月